

平成25年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録目次

開 会	-2-
開 議	-2-
広域連合長あいさつ	-3-
日程第1 会期の決定について	-3-
日程第2 議案第1号の上程、質疑、討論、採決	-3-
日程第3 議案第2号から議案第6号までの一括上程、質疑、討論、採決	-4-
○14番（高司 政文君）	-5-
日程第4 議員提出議案第1号から第2号の一括上程、質疑、討論、採決	-10-
日程第5 一般質問	-10-
○22番（河野 広子君）	-11-
日程第6 会議録署名議員の指名について	-14-
閉 会	-15-

平成25年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会（第1号）

議事日程（第1号）

平成25年1月28日 午前10時00分開会

- 第1 会期の決定について
- 第2 議案第1号 大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めるについて
上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第3 議案第2号 専決処分の報告及び承認を求めるについて
平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
議案第3号 平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
議案第4号 平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）
議案第5号 平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議案第6号 平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
以上5議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第4 議員提出議案第1号 大分県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部改正について
議員提出議案第2号 大分県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について
以上2議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第5 一般質問
- 第6 会議録署名議員の指名について

本日の会議に付した事件

- 第1 会期の決定について
- 第2 議案第1号 大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めるについて
上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第3 議案第2号 専決処分の報告及び承認を求めるについて
平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
議案第3号 平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
議案第4号 平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）
議案第5号 平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議案第6号 平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
以上5議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第4 議員提出議案第1号 大分県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部改正について
議員提出議案第2号 大分県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について
以上2議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第5 一般質問
- 第6 会議録署名議員の指名について

出席した議員（24人）

2番	藤原三治	3番	佐藤二郎
4番	須賀彰雄	5番	吉田眞津子
6番	渕野けさ子	7番	渡邊一文
8番	河野康臣	9番	西原繁朝
10番	明石光子	11番	渡辺龍太郎
12番	小谷栄作	13番	山下幸延
14番	高司政文	15番	矢野哲丸
16番	古田京太郎	18番	今井義人
19番	三重忠昭	20番	荒金卓雄
21番	福崎智幸	22番	今山裕之
23番	河野広子	24番	長田教雄
25番	河内正直	26番	指原健一

欠席した議員（2人）

1番	河野博文	17番	草野修一
----	------	-----	------

出席した事務局職員

事務局書記長	立川誠	事務局書記	秋場匠
総務課主査	飯倉智	事業課主任	佐瀬部俊彰

説明のため出席した職員

広域連合長	釘宮磐	副広域連合長	浜田博
副広域連合長	坂本和昭		
事務局長	惣川一昭	会計管理者	中尾啓治
総務課長	中村正司	事業課長	神博之
会計室長	谷村幸治	総務課係長	泉隆介
事業課係長	佐保昌一	事業課係長	椋本富夫

議事の経過

開 会

○議長（長田 教雄君） 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は、定足数に達しておりますので、平成25年第1回定例会を開会いたします。

午前10時00分開会

開 議

○議長（長田 教雄君） ただちに会議を開きます。

ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、発言を許可します。

釘宮 磐 広域連合長。

午前10時00分開議

広域連合長あいさつ

皆さんおはようございます。平成25年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中ご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年8月に社会保障制度改革推進法が成立し、その中で今後の高齢者の医療制度については、社会保障制度改革国民会議で本年8月までに結論を得ることとなっており、これまでに3回会議が開催されているところでございます。社会保障制度を取り巻く環境は大きく変化し、その中でもとりわけ深刻な課題として、少子高齢化の進行があげられます。社会保障制度を持続可能なものとしつつ、経済社会の様々な変化に合わせて、時代が求める役割を果たすことができるものとなるよう、その機能を強化していくことが喫緊の課題であります。今後の議論の行方を注視するとともに、新しい制度がより良いものとなるよう、必要に応じた要望活動等を行って参りたいと考えております。当広域連合といたしましては、国の動向を注視しながらも、これまでと同様、高齢者の方に安心して医療を受けていただけるよう、現行制度の円滑な運営に努めて参る所存でございますので、議員の皆様方にも更なるご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

今回の定例会では、平成25年度広域連合当初予算案等を付議事項として提案しておりますので、どうか慎重ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたっての私のあいさつとさせていただきます。

日程第1 会期の決定について

○議長（長田 教雄君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。

今定例会の会期は、本日1日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第2 議案第1号 上程、質疑、討論、採決

○議長（長田 教雄君） 次に参ります。日程第2、議案第1号を上程いたします。

この際、提案理由を求めます。

釘宮 磐 広域連合長。

○広域連合長（釘宮 磐君） （登壇）本日ここに、平成25年第1回定例会を開催し、提出いたしました諸議案のご審議をお願いするに先立ち、その概要につきましてご説明申し上げます。

議案第1号につきましては、人事案件でございます大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきまして、本案のとおり議会のご同意を求めるものであります。

副広域連合長の選任につきましては、広域連合規約第13条において、「その任期は、関係市町村の長としての任期による」と規定されております。坂本和昭氏の九重町長としての任期が、10月25日をもって満了となったことに伴い、空席となっております副広域連合長に坂本和昭九重町長を再任いたしたく、今回提案させていただいたところであります。どうぞよろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（長田 教雄君） 本案について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、坂本和昭副広域連合長の出席を求めることがあります。

〔坂本和昭副広域連合長、入場、着席〕

この際、ご出席いただきました坂本和昭副広域連合長から挨拶を受けたいと思います。

○副広域連合長（坂本 和昭君） 皆様おはようございます。九重町長の坂本でございます。

議長のお許しをいただきまして、一言ございさつを申し上げます。この度、副広域連合長の再任にご同意いただきまして厚くお礼申し上げます。

大分県の被保険者の皆様が、いつでもどこでも安心して受けられる医療を供給することができますように、私も微力ながら議員の皆様方のご指導、ご協力を賜りながら、副広域連合長としての職務を全うしていきたいと考えております。

今後とも、よろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども再任のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第3 議案第2号から議案第6号 5議案の一括上程、質疑、討論、採決

○議長（長田 教雄君） 次に参ります。議案第2号から議案第6号までの5議案を一括上程いたします。この際、提案理由の説明を求めます。

釘宮磐広域連合長。

○広域連合長（釘宮 磐君） （登壇）人事案件に引き続き、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第2号、平成24年度特別会計第2号補正予算につきましては5,415万円を増額し、補正後の予算総額を1,723億4,769万3千円としたものであります。

その主なものといたしましては、歳入では財政調整交付金を4,722万5千円に増額しております。

歳出では、市町村補助金を5,415万円増額するものであります。本案につきましては、交付金の事業申請等に伴い、平成24年11月1日付けをもって専決処分いたしましたので、報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第3号、平成24年度一般会計第2号補正予算につきましては1億9,085万7千円を減額し、補正後の予算総額を6億8,972万1千円にしようとするものであります。

その主なものといたしましては、構成市町村の事務費負担金であります歳入の分担金及び負担金を1億9,086万6千円減額し、歳出の社会福祉総務費では、特別会計繰出金を1億2,557万2千円減額しております。

次に、議案第4号、平成24年度特別会計第3号補正予算につきましては10億81万7千円を増額し、補正後の予算総額を1,733億4,851万円にしようとするものであります。

その主なものといたしましては、歳入では保険料等の負担金であります市町村支出金を9,810万8千円減額しております。

また、国庫支出金には、平成25年度における保険料軽減措置に伴う財源補填分として交付される、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を11億9,828万2千円増額し、歳出においては基金積立金に利子をえた額を計上しております。

次に、議案第5号、平成25年度一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。一般会計は、構成市町村からの共通経費負担金と財政調整基金繰入金を主な財源とし、厳しい財政状況を念頭に最小の經

費で広域連合事務局の運営を行うことを基本に、予算編成いたしましたところであります。

その結果、平成 25 年度一般会計予算の規模を 7 億 5,058 万 6 千円にしようとするものであります。

以下、主要施策を中心にその概要につきまして、ご説明申し上げます。まず、歳入の分担金及び負担金につきましては、構成市町村からの事務費負担金 7 億 2,359 万 1 千円を計上しております。

繰入金につきましては、平成 23 年度決算剰余金の一部であります 2,416 万 8 千円を財政調整基金繰入金として計上しております。

次に、歳出の総務費につきましては、事務所借上料及び派遣職員 28 人分の人物費負担金等で、2 億 5,442 万 1 千円を計上し、民生費には特別会計繰出金として 4 億 8,998 万 9 千円を計上しております。

次に、議案第 6 号、平成 25 年度特別会計予算について、ご説明申し上げます。

特別会計予算では、医療費の伸びを考慮したうえで、保険料等の財源を確保することを基本に編成いたしました。

その結果、予算規模を 1,751 億 3,305 万 1 千円にしようとするものであります。以下、主要施策を中心にその概要について、ご説明申し上げます。

まず、歳入の市町村支出金につきましては、構成市町村からの保険料等負担金及び療養給付費負担金として 271 億 9,744 万 4 千円を計上しております。

国庫支出金につきましては、国の負担割合が 12 分の 3 となります療養給付費等負担金及び財政調整交付金等で 584 億 909 万 5 千円を計上しております。

次に、県支出金につきましても、県の負担割合が 12 分の 1 となります療養給付費負担金等で 144 億 7,619 万 4 千円を計上しております。

支払基金交付金につきましては、被用者保険等からの支援金として、医療費の概ね 4 割相当分となります 711 億 5,906 万 1 千円を計上しております。

次に、歳出の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

保険給付費につきましては、被保険者の窓口負担を除く療養給付費及び高額療養費等で 1,735 億 9,061 万 2 千円を計上しております。

県財政安定化基金拠出金につきましては、平成 24 年度・25 年度の保険給付費見込額を基に 1 億 5,325 万 5 千円を計上しております。

保険事業費につきましては、高齢者の健康維持を図るための健康診査委託料等で 4 億 6,581 万円を計上しております。

以上をもちまして、提出いたしました諸議案の説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、何卒、慎重審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長田 教雄君） それではこれより議案第 2 号から議案第 6 号までの 5 議案について、一括して質疑を行います。質疑の通告がありますので、お手元に配付の質疑順位表により、これを許可します。

14 番、高司政文議員。

○14 番（高司 政文君） おはようございます。14 番、佐伯市選出議員の高司政文でございます。議案質疑を行いたいと思います。まず、議案第 2 号の専決処分、平成 24 年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第 2 号について 2 点お伺いしたいと思います。

まず 1 点目は歳出の一般管理費の関係ですが、長寿健康増進事業をこの款で行っていますが、平成 25 年度以降も、現在行っております特別調整交付金を財源に引き続き実施できると考えてよいのか、お聞かせします。

それと 2 点目は、同じ一般管理費の関係で標準システムの窓口端末増設の内容について、その詳細を

お聞きしたいと思います。

それと議案第3号、平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号については、1点お尋ねします。歳出の一般管理費のなかで、派遣職員人件費負担金の減額ということで、派遣職員を1名減らすということですが、減員しても事務が円滑に実施できるという根拠はどういうところでしょうか。また、問題点はないのでしょうか。

それから議案第4号、平成24年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第3号については、1点お聞きします。先ほどの議案第2号、一般管理費の長寿健康増進事業のことになるんですけれども、この一般管理費については減額も大きくされています。減額をして市町村に返すというのは大いに結構なんですけれども、返還分の一部を長寿健康増進事業に充てて、市町村への補助を増やすということは出来ないのか、お伺いいたします。

それから第6号議案、平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算については4点お聞きします。

まず、1点目は療養給付費に関しての伸びについてなんですけれども、本年度の当初予算を見ますと前年度から見て約1.23%の伸びになっていますが、全員協議会の際にも説明がありましたが、医療費の伸びが下回り、減額補正をするというふうにしたのに、来年度の予算は逆に2.90%、本年度から見て伸びているといったところに矛盾を感じますので、その辺の根拠と要因についてお伺いします。

それから2点目ですが、同じところですけれども訪問看護療養費、これについては本年度は前年度に対して15.26%の伸びとなっていますが、来年度の予算では5.26%、補正を加味すると4.66%ということで3分の1以下になりますが、この辺もちょっと矛盾するところがあると思いますのでお伺いいたします。

それから3点目は県の財政安定化基金拠出金について、毎回これは聞いていますけれども、県への拠出率引き上げについて8月の議会以降なにか動きがあったのか、そういった状況についてお伺いします。

それから4点目は予備費についてです。対前年で大きく減額されていますので、その要因についてお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（長田 教雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村 正司君） おはようございます。高司議員の議案第2号から第4号並びに議案第6号に関する8点の質問のうち、私からは5点についてお答えいたします。

まず1点目の平成25年度以降の長寿健康増進事業に係る財源の見通しについてお答えします。

当広域連合では、各市町村が条例や規則等に基づいて独自に実施しております、後期高齢者医療の被保険者を対象とした人間ドックやはり灸並びにあん摩施術料等の費用助成に対しまして、特別調整交付金を財源とした長寿健康増進事業として補助を行っております。特別調整交付金は、例年国の補正予算において交付額が決定され、当広域連合の予算編成においても当初予算の段階ではその財源が担保されていないことから計上せず、従来から補正予算として毎年上程させていただいております。平成25年度の予算措置につきましても、いまだ財源の裏付けについて明示できない状況にありますが、全国後期高齢者医療広域連合協議会におきまして、同事業の財源である特別調整交付金の恒久的な財源措置や交付基準及び内示の早期化について国へ要望しているところであります。

次に、一般管理費の減額分の一部を長寿健康増進事業に充て、市町村への補助を増額することはできないか、との質問にお答えいたします。

一般管理費につきましては、大分県後期高齢者医療広域連合規約第17条第1項第1号に基づく関係市町村からの共通経費負担金を主な財源としております。この共通経費負担金は本来、全ての市町村に等

しく共通する経費であるという性質をもっております。一般管理費の減額分を長寿健康増進事業に充てられないかとのご指摘でございますが、長寿健康増進事業は、それぞれの市町村が条例や規則等に基づいて独自の施策として実施しているもので、実施状況やその助成額、回数といった要件が異なり、その基準を県下で統一することは困難な状況であります。このように、市町村で差異のある事業に共通経費としての負担金を充てることは、補助を利用する市町村と利用しない市町村との間で不均衡を生じかねないため、全ての市町村に等しく共通する経費であるという趣旨から困難であると考えます。

次に、議案第6号、平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についての1点目、療養給付費の伸びに関し、今年度の当初予算は1.23%の伸びで今回補正で減額したのに、来年度の予想は逆に2.90%の伸びになるという根拠及び要因は何かについてお答えします。

毎年度の当初予算における療養給付費の算定につきましては、対前年度の当初予算との比較ではなく、直近3カ年の伸びの平均値にその他の特別な要因を加味して推計いたしております。議員ご指摘のとおり、特別会計の療養給付費につきましては、前年の当初予算比較では24年度は1.23%の伸びに対して、25年度は2.90%となっております。24年度当初予算の伸びが低かったのは、その前年である23年度の当初予算において診療報酬の改定を考慮し、予算計上をした経緯があり、24年度はそれとの比較で伸びが低くなったところであります。仮に、平成23年度当初予算額を診療報酬の改定を考慮しなかった場合の療養給付額に置き換えて、今年度当初予算額の伸びを試算いたしますと3.17%となり、来年度との伸び率の比較は0.27ポイント減少する結果となります。

次に、2点目の訪問看護療養費は、今年度当初予算上は15.26%の伸びに対し、来年度は5.26%の伸びになった根拠及び要因は何かについてお答えします。

訪問看護療養費につきましては、全国的な高齢化の進展、地域ケアの推進により、年々増加する傾向にあります。議員ご指摘の当初予算の比較でみると、24年度当初は15.26%の伸びに対し、25年度当初は5.26%の伸びとなっております。訪問看護療養費をはじめとする保険給付費の各項目の費用に関しましては、必ずしも各年度での伸びは一様ではないため、より精度を上げるために複数年のデータを利用して全体の伸びを推計し、それを基に過去の平均実績比率から振り分けるという手法をとっております。具体的に25年度の特別会計歳出予算の保険給付費の積算方法について申し上げますと、直近4カ年の月報データを基に対前年度における月毎の療養給付費、療養費など、それぞれの伸び率の平均等を勘案し、24年度実績及び見込額に乗じる形で推計いたしております。さらに、保険給付費の療養給付費関係費への振り分けにつきましては、特別会計予算における、直近3カ年の平均実績比率により、先ほどの月報データを基に推計した次年度における保険給付費見込額の総計を振り分けることで、訪問看護療養費の予算を計上いたしましたところであります。

最後に、予備費が対前年で大きく減額されている要因についてお答えいたします。予備費とは、予定外の支出に対応するために準備しておく費用を指すもののほか、後期高齢者医療制度につきましては財政運営期間を2年間と定め、保険料を決定する仕組みとなっておりましたことから、1年目の当初予算におきましては、翌年度の保険料抑制財源としての性質を併せもっておりました。このことから、当初予算への計上につきましても、例えば財政運営期間1年目である平成24年度には可能な限り予備費を保持することになり、2年目となる平成25年度では医療費の財源に充てるため減額することになります。

以上でございます。

○議長（長田 教雄君） 惣川事務局長。

○事務局長（惣川 一昭君） おはようございます。私からは、議案第3号と議案第6号に関する2点について、お答えいたします。

まず、議案第3号の派遣職員を1名減員する根拠と問題点はないか、についてお答えいたします。広域連合職員数は、事務量を勘案して、75歳以上の人口割と全市町村から1名の均等割により、県下18市町村から派遣していただいており、現在29名体制となっております。

広域連合発足以降、人員の削減は行っておりません。制度開始当初は、制度の改正や見直しが行われたことから、事務量も予想を上回り、相当量の時間外勤務を余儀なくされたところでございますが、現在では、制度の安定的運営が図られているなか事務量も落ち着きを見せております。

反面、被保険者数・医療費の増大に伴いまして、日常業務は過増傾向にある側面もあり、事業によって事務量に増減が生じておりますことから、毎年、適正な事務量の把握と事務分掌の見直しを検討しております。

その結果、具体的には文書事務などの定例的な庶務文書については、会計事務など他の事務との統合が可能との判断を行ったところでございます。今回の事務分掌の見直しは、一部、今年度中に行い、職員を減員しても、事務に支障が来さないことを確認して実施するものであり、問題はないと考えております。

構成市町村は厳しい財政環境の中、職員派遣についても非常に苦しい状況にありますことから、当広域連合といましても、被保険者へのサービスの低下を招かないように十分配慮しながら、職員定数の適正化を図って参る所存でございます。

続きまして議案第6号、3番目の財政安定化基金の県への引き上げ要望についてお答えいたします。

県財政安定化基金は、医療費の伸びや保険料の未納による広域連合の財政に不足が生じたときに都道府県が広域連合に対して交付又は貸し付けを行うという形で造成されている基金で、保険料率の上昇抑制のために活用ができるよう国が法律を改正しております。

大分県では、医療給付費見込額の0.09%を拠出していただいております。当広域連合といましても、医療費の動向や国・他県の広域連合の動きを注視いたしまして、状況に応じた拠出率引き上げの要望について検討することとしておりますが、次期保険料の改定は26年度でありますことから、保険料算定の基礎となります医療費の動向は不透明であり、それに伴う拠出率の引き上げについて検討・要望は現時点では行っておりません。以上です。

○議長（長田 教雄君） 神事業課長。

○事業課長（神 博之君） 高司議員の議案第2号、標準システム用窓口端末等の増設内容の詳細について、お答えいたします。

広域連合標準システム用窓口端末につきましては、18市町村合わせて65台、そのうち各市町村1台分は広域連合の費用負担で設置し業務に使用しております。増設につきましては各市町村が個々に機器更改受注メーカーと購入契約し、市町村の財源において設置しているものであり、増設台数につきましては、各市町村の実情に応じてさまざまあります。今年度、標準システムの機器更改において窓口端末の入れ替えも実施しておりますが、それに併せて増設分の入れ替えも行っております。増設分の台数内訳でございますが、7台増設が1市、6台増設が1市、5台増設が3市、4台増設が1市、3台増設が2市、2台増設が4市、1台増設が1市、増設なし1市3町1村となっており、合計で47台が増設設置されておりまして、機器更改前の増設台数との比較では、合計で1台減少となっております。

先に申し上げましたとおり、増設台数につきましては、それぞれの市町村において窓口対応の方法や支所等も含めた業務分掌の内容、さらには購入予算等を考慮し増設されていると思われますので、必ずしも人口や行政規模に比例しているものではありません。今回の入れ替えに伴う増設分につきましては、総額約1,385万円で購入費用の2分の1を特別対策市町村補助金の対象としております。

以上でございます。

○議長（長田 教雄君） 14番、高司議員。

○14番（高司 政文君） ありがとうございます。それでは、再質疑をしたいと思います。

まず、長寿健康増進事業の関係ですけれども、以前も聞いたことがあると思いますけれども、広域連合がある意味、直接的ではないにしても補助金を出していると、健康増進事業をやっているという唯一のものだというふうに思うんですよ。ですから、これは今後も大事にして継続してほしいという思いがあるんですが、やはり全市町村が取り組まないというところは、財源が安定していないという問題だとか、色々とあるんじゃないと思うんですね。ですから、財源を安定させるというのは、広域連合として必要なことかなと思います。その辺で、取り組まない市町村がある理由をもう一度お聞きしたいのと、それから、こういった一般管理費を減額するケースで、もちろん負担金を減額すれば市町村に返還するというのが筋だと思うんですけれども、せっかく負担金を減額して余裕ができるのであれば、条例の関係とかあるんでしょうけれども、例えば基金等に積み立てて、それから毎年の特別調整交付金に加えて500万から1,000万円を取り崩すとか、そういうことをすれば、人間ドックとかは厳しいとは思うんですけど、肺炎球菌などは市町村ごとの不均衡とか言ってましたけれども、こういう財源があれば全市町村が均等に取り組めるのではないかという思いがありますので、そういった財源を確保することが必要ではないかと思いますので、不可能なのかどうか、ここをもう1回お伺いします。

職員の減員に関しては、十分事務が賄えるというのであれば、それはよろしいかと思います。

それから、議案第6号の来年度予算の関係で伸びに関しては大体、よくわかりました。減額した後、また増額するのは若干わかりにくいところもあるんですけども、理由に関してはその前の年からの予算が関係しているということで、説明でわかりましたのでその点は結構です。

訪問看護療養費については、前回の議案質疑で今年度までの利用人数・利用回数を伺ってますので、来年度の試算数値を教えていただければと思います。

それから、財政安定化基金拠出金については、私はずっと拠出率の引き上げについては要望していると聞いていましたので、今の答弁ではしていないというふうにおっしゃっていたようでしたので、説明も良くわからなかったのですが、広域連合という立場では、保険料抑制の財源として拠出率引き上げを要望すべきだと思っていますので、引き続き国、県には引き上げを要望していただきたいと思っていますので、その辺の確認をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（長田 教雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村 正司君） 高司議員の再質問のうち、まず1点目の長寿健康増進事業についてのお尋ねですが、先ほども説明させていただきましたが、まず全市町村で取り組みができるていない理由につきましては、各市町村によりまして財政状況がそれぞれ違うことも考えられますし、それと、広域連合の長寿健康増進事業につきましては全額を補助できるものではなく、国の財源をもとに一部の助成という形でしか補助できないため、この辺が一つの大きな理由になっているのではなかろうかと思います。

○議長（長田 教雄君） 惣川事務局長。

○事務局長（惣川 一昭君） ただ今の再質問の拠出率についてお答えいたします。拠出率の引き上げをお願いする際は、医療費の伸びというのをベースとしてですね、具体的に今後のスケジュールを立て、それに対して拠出率がいくらという形で要望をする必要がございます。他の広域連合も聞いてみたんですけども、同じような状況ということで、25年度はこの作業に入りますので、その時点である程度医療費も確定していく中で、基金の要望も必要であればその時に考えていただきたいと思っております。

それと、訪問看護療養費の利用人数と回数ですけれども、今ここに資料がございませんので、また資

料を確認して、連絡させていただきたいと思っております。大変申し訳ございません。

○議長（長田 教雄君） 14番、高司議員。

○14番（高司 政文君） 時間がありませんので、最後にもう一度。拠出率については、話はわかりましたけれども、でも、保険料抑制の財源ということは、これは永遠に続く問題だと思うんですよ。だから今の療養費の伸びだとか、被保険者の伸びいろいろ考えればですね、当然足りなくなるというのはわかっているので、制度上そうするしかないとは思うんですけども、国、県への要望というのは引き続きやっていってほしいと思います。これだけはお願いして終わりたいと思います。

○議長（長田 教雄君） 以上で、通告による質疑は終わりました。これをもって、質疑を終結いたします。本案について、討論の通告はございませんので、これより採決に入ります。

議案第2号から議案第6号までの5議案について、一括して採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第6号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議員提出議案第1号から第2号 2議案の一括上程、質疑、討論、採決

○議長（長田 教雄君） 次に参ります。日程第4、議員提出議案第1号から第2号を一括して、上程いたします。この際、提案理由を求めます。

26番、指原健一議員。

○26番（指原 健一君） こんにちは。26番、指原健一でございます。

ただ今、上程されました、大分県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例及び大分県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正につきまして、提出者を代表し提案理由並びに要旨を申し上げます。

まず、議員提出議案第1号、大分県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部改正でございます。委員の指名につきましては、同条例第5条の定めにより、議長が会議にはかって指名することとなっており、委員が任期の途中で辞職された場合、次回の議会運営委員会等においては、欠員が生じる状況となっております。このような事態の解消をはかるため、閉会中における委員の選任については、議長の指名により選任できるよう改めようとするものでございます。

次に、議員提出議案第2号、大分県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正についてでございますが、平成24年の地方自治法の一部改正により、広域連合議会会議規則内に引用しております、同法の条項に異動が生じたため、改めようとするものでございます。

以上2議案でございますが、よろしく慎重審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長田 教雄君） 本案について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号から第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 一般質問

○議長（長田 教雄君） これより、日程第5、一般質問に入れます。質問は、発言通告がありますので、お手元に配付の質問順位表により、発言を許可します。

23番、河野広子議員。

○23番（河野 広子君） 大分市選出の河野広子です。質問通告にもとづいて質問をいたします。

まず1点目、後期高齢者医療制度の今後について質問いたします。昨年12月の総選挙の結果、自民党、公明党が320議席を超えて、自公政権へとこの間変わりましたが、後期高齢者医療制度の今後について、どのように受け止め展望されるのか、まず伺います。

○議長（長田 教雄君） 惣川事務局長。

○事務局長（惣川 一昭君） 河野議員の高齢者医療制度の今後について、どのように受け止め望むのか、についてお答えいたします。

新しい高齢者医療制度の検討につきましては、昨年8月に成立いたしました社会保障制度改革推進法により、状況を踏まえ必要に応じて社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとなりました。これを受け、昨年11月に、年金や医療、それに経済、福祉などの分野の学識経験者ら15人による社会保障制度改革国民会議が設けられ、これまでに3回会議がもたれております。

また、ご案内のように12月に施行されました衆議院議員総選挙により政権交代が行われ、今後は自公政権のもとで、社会保障制度改革の議論が進められることとなりました。自民党の公約では、高齢者医療制度は現行制度を基本としつつ、消費税を中心に所要の財源確保を前提に長寿医療制度に対する公費負担の増加等、高齢者医療制度への支援の増大に伴う国民健康保険、協会けんぽ、組合健保などの保険料率の上昇を抑制するなどにより国民皆保険制度を守ります、と謳っており、民主党政権が打ち出しておりました、後期高齢者医療制度は廃止するという政策とは異なっております。

この外に、昨年6月に交わされました自・公・民の三党合意では、年金、高齢者医療制度改革を行う際、あらかじめその内容等について、3党間で合意に向け協議するとしておりまして、これに基づき、3党による実務者会議が1月18日に開かれたところであります。この、社会保障制度改革国民会議と実務者会議が今後の高齢者医療制度を決定する2つの大きな流れでありますが、その関係もまだ明確になっておりません。まだ、こうした議論は始まったばかりで先行きは不透明ですが、期限は8月と定められておりますので、今後精力的に議論がなされていくと思われます。

国は当面、制度の継続を考えておりますが、先ほどの連合長のあいさつにもありましたように、社会保障制度を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした変化に対応し、社会保障の機能強化と持続可能な制度設計は喫緊の課題でありますので、社会保障制度改革国民会議の結論を得て、何らかの見直し、若しくは刷新が行われると予想されるところでございます。

当広域連合といたしましては、被保険者が安心できる、安定的かつ持続的な制度の確立を図ることが必要と考えておりますことから、今後の議論の行方を注視しますとともに、全国後期高齢者医療広域連合協議会などを通じて要望を行って参りたいと考えております。

○議長（長田 教雄君） 23番、河野議員。

○23番（河野 広子君） はい、ありがとうございます。

連合長の冒頭のあいさつにもありました、少子高齢化や、持続可能な制度運営のための機能強化を含めた要望活動を行っていくと答えていただきましたけれども、国民会議の中身も自己責任とか受益者負担、これがやっぱり強調されているんですね。

それと、消費税の増税、3党合意で国会解散の直前に年金の大幅な削減も決定をされました。これではやっぱり、国側とか制度を執行する側とかではなくて、私たち市民側、75歳以上の高齢者の方々の立場に立てば、本当に安心して医療を受けることができるのか、というところが全く見てこないどころか、悪いところばかりがしっかり見えてくるということではないかと思います。

更に、生活保護基準も3年連続で740億円以上の削減を決めて明日、このような予算案を盛り込んだ閣議決定がされようとしているわけですから、高齢者の医療を確保するという立場から事務局長も言われましたけれども、全国組織を通じてでもいいです、広域連合長を先頭に守っていただくよう強く要望をしておきまして、次の質問に移ります。

高額介護合算療養費について再三お尋ねをしておりますけれども、後期高齢者医療制度につきましては、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が一定の限度額を超えた場合に、高額介護合算療養費として超過分が支給をされますが、申請制度なので申請を行わなければ多額の支払われるべきお金がそのままになります。

対象者には、申請の勧奨通知や再勧奨通知を出してもらっております。

頂いた資料でも発送件数については確認ができますが、7月、8月というこの区切りと、勧奨通知を出される時期が21年度と22年度については2月、23年度以降は1月と変更をされましたけれども、この辺が微妙にわかりにくいので、具体的に伺いたいと思いました。

勧奨通知の発送件数と申請件数で、年度ごとに教えていただきたいと思います。

それと、未申請額について年度ごとにいくら残っているのか、件数については書き漏れていきましたけれども併せてお尋ねします。

それから、広域連合として現状と課題について見解をお伺いします。

あと、大きく2番目になりますが、未申請者について改善の取り組みについてですが、私としてはやっぱり被保険者の利益を守るという立場から、100パーセントお返しをできたらと思っていますので、再勧奨通知の実績や成果等も含めて見解を求めたいと思います。お願いします。

○議長（長田 教雄君） 神事業課長。

○事業課長（神 博之君） それでは、高額介護合算療養費について、お答えいたします。

まず、実績と見解についてでございますが、高額介護合算療養費の勧奨通知発送件数と申請件数につきましては、平成24年12月支給分までの実績を申し上げます。

平成20年度は10,174件の発送件数に対しまして、支給件数は9,490件、率で93.3パーセント、平成21年度は10,915件に対しまして、支給件数は9,824件、率にして90.0パーセント、平成22年度は11,739件に対しまして、支給件数は9,819件、率で83.6パーセント、平成23年度は12,874件で、今月発送いたしましたので、支給実績はございません。未申請額につきましては、勧奨通知の発送時点での仮算定をもとに集計しております。

平成24年12月支給時点での、平成20年度分で684件、約840万円、平成21年度分で1,088件、約1,150万円、平成22年度分で1,920件、約2,258万円、合計で3,692件、約4,249万円となっております。また、課題といたしましては、未申請者への手続きの促進と、わかりやすい制度のピアール、速やかな勧奨通知の送付などがございます。

勧奨通知の発送につきましては、これまで対象期間より6ヵ月経過した2月に発送しておりましたが、システムの効率化をはかり、前回より1ヵ月早め、1月に発送するようにいたしました。

また、未申請者への手続きの促進につきましては、再度の勧奨通知の発送、並びに毎年配布しております後期高齢者医療のしおりにおいて、同制度をわかりやすくお知らせするなど広報にも努めております。続きまして、未申請者についての改善への取り組みでございますが、再勧奨通知の実績、成果等につきましては、高額介護合算療養費の時効は2年となっておりすることから、再勧奨通知により手続きの再度のご案内と時効の延長をすることにより、支給率の向上をはかっております。

再勧奨通知につきましては、介護保険分の申請期間満了前に発送しており、平成20年度分は平成23年7月に1,376通、平成21年度分は平成24年7月に1,468通を発送しております。

それに伴いまして、平成20年度分の再勧奨通知後の支給件数は971件、支給率は再勧奨通知前では83.7パーセントでしたが、平成24年12月支給時点では93.3パーセントとなり、9.6ポイント上昇しております。

また、平成21年度分につきましては、再勧奨通知後の支給件数は821件、支給率は再勧奨通知前では82.5パーセントでしたが、平成24年12月支給時点では90.0パーセントとなり、7.5ポイント上昇しており、効果は上がっていると考えております。

なお、平成22年度分の再勧奨通知につきましては、本年7月に発送する予定となっております。

以上でございます。

○議長（長田 教雄君） 23番、河野議員。

○23番（河野 広子君） はい。再質問させていただきます。

努力をしていただいているのはわかりますが、実績を見るとやはり、件数も金額も、沢山お返ししなければいけない残があるということが実態としてわかりまして、改めまして早くお返しをしたいというふうに実感したところです。

再勧奨通知だけではなくて、それぞれの自治体も市報等を通じてお知らせをしている、大分市では、1月号の市報に載っていましたけれども、私は、80パーセント、90パーセントに留めておくのではなくて、100パーセントを追及する立場から、実際にですね、保険料の一般徴収の方が保険料を滞納されたら、特に大分市ですが、財産の差し押さえ、先だって聞きましたけれども、昨年度で25件ありましたけれども、こういう差押さえは個別に市町村の窓口で当たられておりまますし、多重受診者については、市町村窓口で特別に保健師さんを派遣して指導にあたると、こういうことをやられる訳ですから、本当に個別に対応可能であると、私は感じているところですが、それについて見解を求めます。

○議長（長田 教雄君） 神事業課長。

○事業課長（神 博之君） 確かに、議員さんのおっしゃるように広域連合側といたしましても個別に対応することが最善の方法であると考えておりますけれども、県全体として考えますと、一人ひとりに対する対応というのはやはり困難であると考えております。

それで、先ほども申しましたように、時効が2年で、それで終わるということではなくて、再勧奨を出すことによって、時効の延長がかかっております。その関係で、被保険者の立場とすれば、議員さんのおっしゃいましたように被保険者の権利ということで、100パーセントを目指すというのはそのとおりだと思いますけれども、その中にはやはり、介護保険分と医療保険分の支給総額の合計が500円を超える場合に支給をするということに介護合算ではなっておりまして、その金額がわずかに超える場合、501円とか502円とかは、なかなか被保険者の方が申請の手間をとる形になり、これは申請主義になっておりますので、そういう状況を考えれば申請をされない方も考えられますし、また、勧奨通知の時点で重症化していたり、独居の方でお亡くなりになられた方もあるかと考えておりますので、できる限りの努力は、広域連合ではしたいと考えておりますが、こういう事項もありますので難しい面もあるかと思います。以上でございます。

○議長（長田 教雄君） 23番、河野議員。

○23番（河野 広子君） はい。実績の報告ではですね、未申請件数が3,692件で、未申請額が4,249万円と答えられましたが、平均してもやはり1万円以上ということになるんですね。500円台の方もいると思いますが、逆に何万円もの多額の方もいらっしゃるので、そういう答弁ではなくて、やはり、高齢の

方はわからない方もいらっしゃる訳ですよ。それで、県全体では難しいにしても、市町村ごとに滞納処理や多重受診のような細かな対応でしていただきたいと強く要望して、次の質問にいきます。

ホームページの見直しについてですけれども、質疑ではなくて一般質問で取り上げさせていただいたのは、前回的一般質問でご提案させていただいて、早速、新年度予算で172万8千円を計上していただけて、大変高く評価をさせていただいております。

その関係で一般質問をさせていただきますけれども、高齢者の方々が、今はインターネットを使う方がたくさんいらっしゃいますし、色々な疑問や知りたいことを聞くのに、文字を大きく、色も多彩に、そして動きがあって、柔らかくて、温かいというか温もりのあるホームページが求められると思いますし、実際にそういうホームページを探ってみましたけれども、いくつもあります。

それで、どういう内容を考えておられるのか。170万円というとですね、私が考えても、あまり大きな金額ではないので、どの程度かということで伺います。お願ひします。

○議長（長田 教雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村 正司君） ホームページの改善見直しについて、お答えいたします。

当広域連合のホームページにつきましては、先の定例会で河野議員から、見る側の視点に立ったホームページの改善を、とのご指摘をいただきましたことから、その後、昨年の集中豪雨で被災された被保険者の方への保険料減免等の重要なお知らせにつきましては、トップページにおく等の改善を図ってまいりました。

また、九州各県広域連合のホームページにつきまして調査を行いましたところ、各県とも作成は専門の業者に委託しております。

この調査結果等を踏まえ、当広域連合のホームページをさらに充実したものとするため、平成25年度予算に作成委託料を計上しております、その財源として臨時特例基金を充てております。

今後、当広域連合におきましても、他の広域連合のホームページなどを参考にしながら、抜本的な見直しをはかってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（長田 教雄君） 23番、河野議員。

○23番（河野 広子君） はい、ありがとうございます。私たち議員としてですね、やはりこの制度の中で、この狭い議論の中でと言うか、この制度だけを議論する場で、どこまで負担軽減とか、そういういたことが追及できるかといったときに、本当に限界を感じるんですね。もうこの議会ではこれ以上のことができないというところでは、本当に負担を和らげるかサービスを向上させるか、これが役目なのかなというふうに感じたんですけれども、そういった意味では非ですね、これからどうなるか不安ばかりが見えますけれども、憲法25条で保障された人間としての社会保障医療、これを守って現実をさせていく取り組みが求められてくると思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○議長（長田 教雄君） 以上で、一般質問を終結いたします。

日程第6 会議録署名議員の指名について

○議長（長田 教雄君） 次に、日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第79条の規定により、議長において、15番、矢野哲丸議員、18番、今井義人議員のご両名を指名いたします。

おはかりいたします。本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

閉　会

○議長（長田 教雄君） 以上で、今期定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

おはかりいたします。今期定例会は、これをもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、平成25年第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

午前11時14分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年1月28日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

議長

長田敬雄

署名議員

矢野哲丸

署名議員

今井義人